

健康管理手帳の交付対象業務と要件 (平成27年11月1日現在)

業務	要件
1 ベンジジン及びその塩 (これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	
2 ベーターナフチルアミン及びその塩 (これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に三月以上従事した経験を有すること。
12 ジアニシジン及びその塩 (これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	※1、2又は12の業務の従事期間を合計して三月以上になれば交付要件を満たす。
3 粉じん作業 (じん肺法第2条第1項第三号に規定する粉じん作業をいう。)に係る業務	じん肺法第十三条第二項 (同法第十五条第三項、第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により決定されたじん肺管理区分が管理二又は管理三であること。
4 クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩 (これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 (これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。)	当該業務に四年以上従事した経験を有すること。
5 無機砒素化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)を製造する工程において粉碎をし、三酸化砒素を製造する工程において焙焼若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の3パーセントを超えて含有する鉱石をポット法若しくはグリナワルド法により製錬する業務	当該業務に五年以上従事した経験を有すること。
6 コークス又は製鉄用発生炉ガスを製造する業務 (コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。)	当該業務に五年以上従事した経験を有すること。
7 ビス (クロロメチル) エーテル (これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に三年以上従事した経験を有すること。
8 ベリリウム及びその化合物 (これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物 (合金にあつては、ベリリウムをその重量の3パーセントを超えて含有するものに限る。)を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 (これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く。)	両肺野にベリリウムによるび慢性の結節性陰影があること。
9 ベンゾトリクロリドを製造し、又は取り扱う業務 (太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロリドを製造する事業場における業務に限る。)	当該業務に三年以上従事した経験を有すること。
10 塩化ビニルを重合する業務又は密閉されていない遠心分離機を用いてポリ塩化ビニル (塩化ビニルの共重合体を含む。)の懸濁液から水を分離する業務	当該業務に四年以上従事した経験を有すること。
11 石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務 (石綿等を製造し、又は取り扱う業務に限る。) ※石綿等とは「石綿若しくは石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物」をいう。	次のいずれかに該当すること。 一 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。 二 石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業 (吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。)に一年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにはく露した日から十年以上を経過していること。 三 石綿等を取り扱う作業 (前号の作業を除く。)に十年以上従事した経験を有していること。 四 二の作業に従事した月数に十を乗じて得た数と三の作業に従事した月数との合計が百二十以上であって、かつ、初めて石綿等の粉じんにはく露した日から十年以上を経過していること。
11 石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務 (石綿等を製造し、又は取り扱う業務を除く。)	両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
13 一・ニージクロロプロパン (これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を取り扱う業務 (厚生労働省令で定める場所における印刷機その他の設備の清掃の業務に限る。)	当該業務に二年以上従事した経験を有すること。

↑
番号は労働安全衛生法施行令第23条第一号から第十三号に対応している。

↑
「従事した」とは、労働者が業務の常態として当該作業に従事したことをいう。